

# 用語の解説

## 1 貯蓄

ゆうちょ銀行、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、銀行及びその他の金融機関（普通銀行等）への預貯金、生命保険及び積立型損害保険の掛金（加入してからの掛金の払込総額）並びに株式、債券、投資信託、金銭信託等の有価証券（株式及び投資信託については調査時点の時価、債券及び貸付信託・金銭信託については額面）といった金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計をいう。

なお、貯蓄は世帯全体の貯蓄であり、また、個人営業世帯などの貯蓄には家計用のほか事業用も含める。

### (1) 金融機関等への貯蓄

#### 通貨性預貯金

ゆうちょ銀行の通常貯金、銀行及びその他の金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、商工組合中央金庫、農業・漁業の協同組合等）の普通預金、当座預金、通知預金、納税準備預金などをいう。

#### 定期性預貯金

ゆうちょ銀行の定額貯金及び定期貯金、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金、銀行及びその他の金融機関の各種定期預金、定期積金などをいう。

#### 生命保険など

生命保険会社の積立型生命保険、損害保険会社の損害保険（火災・傷害保険のうち、満期時に満期返戻金が支払われる積立型のもの）、農業協同組合の養老生命共済及び郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構で取り扱っている簡易生命保険などをいう。

#### 有価証券

株式、株式投資信託、債券などをいう。債券には、公債と社債があり、公債には国が発行する債券（国債）や、都道府県など地方公共団体が発行する債券（地方債）などが含まれる。社債には銀行などの金融機関や、事業会社が発行する債券が含まれる。

### (2) 金融機関外への貯蓄

社内預金、勤め先の共済組合等への預貯金などをいう。ただし、いわゆるたんす預金は含めない。

### (3) 年金型貯蓄

生命保険会社の個人年金保険、財形年金貯蓄及び個人年金信託などの年金型貯蓄をいう。また、簡易生命保険のうち年金商品（旧郵便年金）も含める。公的年金（厚生年金及び国民年金）や企業年金は含めない。

### (4) 外貨預金・外債

ドルなど外国通貨建ての預金、株式、債券、投資信託、保険をいう。なお、外国の機関が発行する債券、投資信託であっても円建てのものは含めないが、二重通貨建てのもの（デュアルカレンシー債、リバースデュアルカレンシー債など）は含める。

## 2 負 債

ゆうちょ銀行、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、銀行、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社、共済組合及び親戚・知人からの借入金並びに月賦・年賦の未払残高など金融機関外からの借入金残高の合計をいう。

なお、負債は世帯全体の負債であり、個人営業世帯などの負債には家計用のほか事業用の負債も含める。

### (1) 住宅・土地のための負債

住宅を購入、建築又は増改築（修繕等工事も含む。）したり、土地を購入するために借り入れた場合の借入金残高をいう。

### (2) 住宅・土地以外の負債

生活に必要な資金、事業に必要な開業資金、運転資金などを借り入れた場合で、「(3) 月賦・年賦」以外の借入金残高をいう。

### 〔借入先〕

公的機関 住宅金融支援機構、都市再生機構、住宅供給公社、日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫など）、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構などをいう。

民間機関 銀行、信用金庫・信用組合、農業協同組合、労働金庫、商工組合中央金庫、生命・損害保険会社などをいう。ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険を含む。

その他 社内貸付、勤め先の共済組合、サラリーマン金融、信販会社、質屋、親戚・知人などをいう。

### (3) 月賦・年賦

乗用車、電化製品、衣類など月賦・年賦で購入した場合の未払残高をいう。

## 3 年間収入五分位階級・貯蓄現在高五分位階級・中央値

年間収入五分位階級とは、年間収入の低い世帯から高い世帯へと順に並べて5等分したもので、低い方から第 一、第 二、第 三、第 四、第 五 五分位階級という。

貯蓄現在高五分位階級とは、貯蓄現在高不詳の世帯を除いた貯蓄現在高の低い世帯から高い世帯へと順に並べて5等分したもので、低い方から第 一、第 二、第 三、第 四、第 五 五分位階級という。

中央値とは、貯蓄現在高、負債現在高を金額の低い世帯から高い世帯へと順に並べ、ちょうど中央に当たる世帯の値をいう。

## 4 世帯数分布（抽出率調整）

調査市町村によって調査世帯の抽出率が異なるので、調整係数（抽出率の逆数に比例した乗率）を標本数に乗じて調整集計世帯数を算出し、これを1万分比で表示したものである。

## 5 標準級間隔

ヒストグラム（柱状グラフ）では、各階級の相対度数を高さではなく面積で表すが、そのようなヒストグラムにおいて基準となる階級の間隔（級間隔）を標準級間隔という。